

早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会 規約（案）

令和 2 年 12 月 17 日制定

令和 7 年 4 月 24 日改訂

（設置）

第 1 条 「早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、早明浦ダム周辺で実施している水辺整備事業が、地域の活性化に欠かせない水辺利活用促進の基盤となるよう、関係機関等の意見を踏まえた計画を推進し、併せて施設を適切に維持管理していくために必要な協議・情報共有を行うことを目的とする。

（組織の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。

2. 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表 2 に掲げる委員をもって構成する。

3. 本幹事会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種調査・検討等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5. 幹事会を進めていくにあたり、表に掲げる構成員以外の者についても、協議会の同意を得て、オブザーバーとして意見を求めることができるものとする。

（検討事項）

第 5 条 協議会は、次の号に掲げる事項を実施する。

1. 早明浦ダム周辺の水辺整備施設の利活用促進に関すること。

2. 水辺整備施設の維持管理に関すること。

3. その他目的達成に必要な事項。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は、四国地方整備局吉野川ダム統管理事務所調査課に置く。

（その他）

第 7 条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 この規約は、令和2年12月17日から施行する。

早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会 名簿 別表1

■協議会

所属・団体名等
本山町長
土佐町長
大川村長
高知県 土木部 河川課長
高知県 中央東土木事務所 本山事務所長
独立行政法人水資源機構 吉野川上流総合管理所長
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所長

早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会幹事会 名簿 別表2

■幹事会

所属・団体名等
本山町 政策企画課長
土佐町 企画推進課長
大川村 むらづくり推進課長
高知県 土木部 河川課 課長補佐
高知県 中央東土木事務所本山事務所 工務課長
独立行政法人水資源機構 吉野川上流総合管理所 副所長（技術）
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所 副所長

早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会(協議会)

令和7年度

機関名	役 職	氏 名
本山町	町長	澤田 和廣
土佐町	町長	和田 守也
大川村	村長	和田 知士
高知県 土木部 河川課	課長	福留 章洋
高知県 中央東土木事務所本山事務所	事務所長	井西 保範
独立行政法人 水資源機構 吉野川上流総合管理所	管理所長	津久井 正明
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所	事務所長	笠井 博之

早明浦ダム周辺水辺利活用促進協議会(幹事会)

令和7年度

機関名	役 職	氏 名
本山町	政策企画課長	澤田 直弘
土佐町	企画推進課長	筒井 裕志
大川村	むらづくり推進課長	吉本 強
高知県 土木部 河川課	課長補佐	清水 勝司
高知県 中央東土木事務所本山事務所	工務課長	松木 和幸
独立行政法人 水資源機構 吉野川上流総合管理所	副所長(技術)	鵜沢 勝英
国土交通省 吉野川ダム統合管理事務所	副所長	石川 洋